認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育の利用に関する留意事項

現況調査の実施

●入所要件の確認のため、入所後も年１回程度「現況調査」を実施し、就労証明書等の「保育を必要とする証明書類」をご提出いただきます。また、必要に応じて勤務先等に直接確認する場合もありますので、ご了承ください。
●入所要件に満たないと判断した場合には、年度途中でも保育所を退所していただくことがあります。
●その他家庭状況（離婚、再婚、離婚調停開始、祖父母との同居等）に変更が生じた場合には、速やかにすくすく保育課までご連絡ください。

保育の必要量の変更

●保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更は月単位となります。「給付認定変更申請書」を変更したい月の前月末日までにご提出ください。遡っての変更はできませんので、ご留意ください。

保護者が転職・退職した場合

●転職する場合や、退職して求職活動を行う場合には、速やかにすくすく保育課までご連絡ください。「就労確約書」や「給付認定変更申請書」（求職活動中は原則保育短時間の認定に変更していただきます。）の提出が必要です。
●退職後３か月以内に、就労認定基準 **【1 か月あたり 64 時間以上（4時間以上/日 かつ 月 16 日以上）】** を満たす就労を開始していただく必要があります。３か月以内に「就労証明書」の提出がない場合には、原則として退所となります。

長期間休園する場合

●下の子の里帰り出産を理由に休園する場合、産前については、医師からの指示、里帰り先までの交通手段、その他家族状況等を確認してやむを得ないと判断される場合に、概ね１か月を超えない範囲で休園を認めます。
また、産後については、出生されたお子さんの１か月健診を目安に登園を再開してください。
●その他自己都合での休園は１か月間が上限となります。１か月以上休園される場合は、原則退所となります。
●休園している期間も保育料は発生しますので、ご留意ください。

産休・育休を取得する場合

●下の子の出産に伴い育児休業を取得する場合、施設の利用を継続するためには手続きが必要となります。また、保育の必要量は原則として、育児休業開始月の翌月から「保育短時間」の認定に変更となりますので、早めのお迎えをお願いします。手続きの詳細はすくすく保育課にお問い合わせください。
●育児休業を延長した場合は、延長した育児休業期間が記載された「就労証明書」を速やかにご提出ください。
●下の子の出生時点において、既に入所中の上の子が**「０歳児～２歳児クラス」**である場合
⇒ **下の子が２歳になるまでの期間**は、育児休業中のまま、入所継続が可能です。
下の子の出生時点において、既に入所中の上の子が**「３歳児～５歳児クラス」**である場合
⇒ 残りの在園期間が短いため、育児休業中のまま、就学前まで入所継続が可能です。

市外に転出する場合

●市外に転出する場合、転出する１か月前までに「保育実施解除届」をご提出ください。
在園中の施設は、転出日の属する月の末日をもって退所となります。（ただし、転出日が毎月 1 日付の場合は、前月末日をもって退所となります。）
●転出の翌月以降については、転出先の市区町村の保育所入所を申し込んで、入所できなかった場合に限り、年度末までを限度に、守谷市の在園中の施設に継続入所が可能となります。その場合は、転出後に、転出先の市区町村を通じて、手続きが必要となります。
（ただし、転出時点で４歳児・５歳児の場合や、転出時に育児休業中の場合は、別途ご相談ください。）